

# 宇部市健康経営支援補助金 実施要領

## <募集受付期間>

令和8年4月24日（金）～ 令和8年7月31日（金）

※予算額に達した場合は早期に締め切ることがあります。

## <受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 産業政策課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8355

令和8年4月

宇部市

## 1 趣旨

本市では、市内中小企業等の従業員満足度向上、人材確保につなげるために行う健康経営の取組を支援します。中小企業等が健康経営優良法人の認定取得に向け、当該認定基準を満たすための取組に要した経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる者は、次の(1)～(4)の要件をすべて満たす中小企業者とし  
ます。

なお、補助金区分のうち、新規枠については、これらの要件に加えて、過去3年度以内に健康経営優良法人に認定されていないこととします。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 1年以上事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思があること。
- (3) 補助金申請日の属する年度において健康経営優良法人に認定される見込みであること。
- (4) 補助金申請日の属する年度において、宇部市健康サポーター（事業所部門）に登録されていること。

※中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者

※健康経営優良法人…従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として、日本健康会議が認定する者

※宇部市健康サポーター（事業所部門）…市内に事業所を有し、従業員や地域住民の健康増進を目的とした健康づくり活動を継続的に実践する事業所として、宇部市健康サポーター制度実施要領に基づき宇部市に登録された事業所

（補助対象外事業者）

以下のいずれか1つでも該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

- (ア) 公序良俗に反する事業を行う者
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (エ) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人並びにそれらの利益となる活動を行う法人
- (オ) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- (カ) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

## 3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、健康経営優良法人の認定基準を満たすための事業で、当該年度の健康経営優良法人の認定申請日まで実施する事業とします。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とします。

#### 4 補助率及び補助額

補助金区分	補助率	補助上限額
新規枠	補助対象経費の2/3以内	100,000円
継続枠		

※千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとし、当該年度の健康経営優良法人の認定申請日までに実施する事業にかかる経費のうち、当該年度の2月末までに支払が完了する経費を対象とします。

##### 対象事業例

区分	区分	内容
新規枠	定期健診受診勧奨の取組に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん検診の受診勧奨の取組</li> <li>再検査受診勧奨等の取組</li> </ul>
	ストレスチェックの実施に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェックを実施した上で、医師から面接指導等を受ける取組</li> </ul>
	食生活の改善に向けた取組に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員食堂におけるヘルシーメニューの提供等の食生活の改善に向けた取組</li> </ul>
	運動機会の増進に向けた取組に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会、ウォーキング大会のイベント開催等の運動機会の増進に向けた取組</li> <li>フィットネスクラブの法人契約</li> </ul>
	受動喫煙対策に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での受動喫煙防止対策のための取組</li> </ul>
	健康経営優良法人認定申請に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請費用</li> </ul>
	その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が必要と認める健康経営優良法人認定に要する経費</li> </ul>
	健康経営優良法人認定による効果検証の取組に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果検証にかかるコンサルテーション等に要する経費</li> </ul>
継続枠	健康経営優良法人認定申請に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請費用</li> </ul>

ただし、下記の経費については対象外とします。

- ・当該補助事業完了後に、補助事業以外の目的で使用可能なものの備品等購入費（事務処理用パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- ・交付決定日より前に社内制度化、発注、購入、契約、若しくは実施したもの
- ・健康経営優良法人認定申請日より後に社内制度化、発注、購入、契約、若しくは実施したもの
- ・補助金申請日の属する年度の2月末までに支払いが完了していないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- ・国、県等の事業により、費用が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
- ・本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用

- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

## 6 申請書の提出

### (1) 提出書類

名称	備考
宇部市健康経営支援補助金交付申請書 【様式第1号】	
事業計画書	
積算金額の根拠書類（見積書、価格表等又はその写し）	金額、発行日が記載されたもの
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等
市税に滞納がないことの証明書又はその写し	発行後3月以内のもの

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

### (2) 提出方法 Logo フォーム

<https://logoform.jp/form/yuJH/1549774>



## 7 実績報告書の提出

### (1) 提出書類

名称	備考
宇部市健康経営支援補助金実績報告書 【様式第7号】	
事業報告書【様式第7号の2】	
支出が確認できる書類	契約書、領収書、振込明細書等又はその写し
健康経営優良法人に認定されたことが分かる書類の写し	当該年度の健康経営優良法人認定証の写しなど

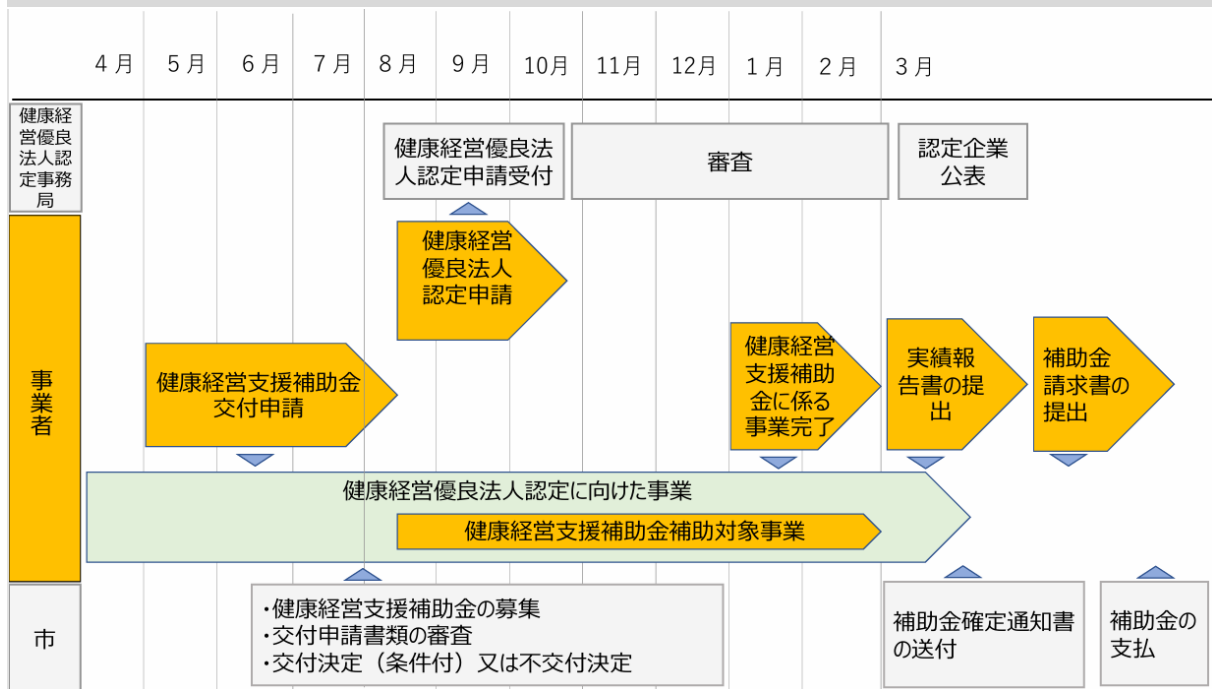
※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

### (2) 提出方法 Logo フォーム

<https://logoform.jp/form/yuJH/1549793>



## 8 スケジュール



## 9 留意事項(必ずお読みください)

- 補助金は、実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、健康経営優良法人認定後速やかに提出してください。
- 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に市の承認を得てください。
- 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- 補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存してください。
- 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますので御了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、御了承ください。
- 補助金交付決定を受けた後に、健康経営優良法人に認定されなかった場合は、交付決定を取消します。
- 当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の7月31日までに、補助金状況報告書【様式第13号】を提出しなければなりません。

## 10 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 産業政策課

TEL 0836-34-8355 FAX 0836-22-6013

メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp